

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則

○船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則

平成20年6月30日

規則第73号

(事業用大規模建築物)

第14条 条例第26条第2項の事業用の大規模建築物で規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (2) 前号に定めるもののほか、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。）が3,000平方メートル以上の建築物
  - ア 興行場、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
  - イ 店舗又は事務所
  - ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）
  - エ ホテル又は旅館
- (3) その他市長が必要があると認めるもの

(事業系一般廃棄物等の保管場所の設置基準)

第15条 条例第26条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物及び資源物（以下「事業系一般廃棄物等」という。）の種類及び排出量に応じて、分別して保管できるようにすること。
- (2) 事業系一般廃棄物等が相互に混入しないようにすること。
- (3) 事業系一般廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭を発散しないようにすること。
- (4) 雨水及び事業系一般廃棄物から生ずる汚水等により、資源物が汚染されないようにすること。
- (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 事業系一般廃棄物等の搬入、搬出等に支障のないようにすること。

(事業系一般廃棄物等の保管場所設置協議書)

第16条 条例第26条第2項の規定による協議をしようとする者は、事業系一般廃棄物等の保管場所設置協議書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 構造図
- (5) その他市長が必要があると認める書類

(廃棄物管理責任者選任等届出書)

第17条 条例第27条の規定による届出は、廃棄物管理責任者選任等届出書（第7号様式）により、選任又は変更後速やかに行うものとする。

(事業系一般廃棄物減量等計画書)

第18条 条例第28条の規定による計画書の提出は、事業系一般廃棄物減量等計画書（第8号様式）により、毎年6月末日までに行わなければならない。